

建建監 第 21 号

令和5年 1月 6日

京都府建設業協会京都支部 御中

京都市建設局長 谷口一朗

担当 建設企画部監理検査課

樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程（以下「諸規程」という。）は、樹木剪定等業務委託の監督・検査に必要な事項を定め、もって業務委託の適正な履行を確保するとともに、業務に関する技術水準の向上に資することを目的として、平成18年4月に策定された諸規程で運用しています。

この度、諸規程を改定し、ホームページでの閲覧および令和5年1月以降に契約する工事から適用することとしましたので通知いたします。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしく願いいたします。

樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程の主な改定概要について

1 改定概要

ア 樹木剪定等業務委託監督・検査要綱

- ・契約書第35条（部分払）に対応した要綱を追加する。
- ・完了検査確認通知書と同時に項目別評定点を通知する。

イ 業務委託関係書類

- ・契約書第35条（部分払）に対応した検査調書等の様式を追加・修正する。

ウ 業務委託提出書類様式

- ・情報共有システムに対応した様式に文言等修正

エ その他軽微な変更

- ・国土交通省の改定及び本市の文書作成要領等の改定に伴うもの

2 適用

令和5年1月以降に契約した樹木剪定等業務委託に適用する。

※ ホームページでの閲覧およびダウンロード

この樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程は、紙媒体による図書の発行は行わない。

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/60-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>